

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

産品輸入に対する救済制度（下）

七、輸入救済措置の種類及びその適用・変更・延長

1. 案件が成立し産業が被害を受けた状況がある場合、適用できる救済措置は、本方法第4条の規定により次の通りとする。
 - (1) 関税の調整
 - (2) 輸入割当配分の設定
 - (3) 融資保証・技術研究開発補助の提供、転職・職業訓練又はその他の調整措置若しくは協力の助言指導¹。
2. 輸入救済措置適用の程度・範囲及び期間
 - (1) 程度：各当該産品の輸入救済案件が国家の経済利益・消費者権益及び関連産業にもたらす影響を斟酌しなければならない。
 - (2) 範囲：産業が輸入により受けた損害の補填又は防止に限る。つまり、救済措置は産業の状況を回復させるためだけに用いることができ、規定外の保護を与えることはできない。
 - (3) 期間：4年を超えてはならない。
3. 輸入救済措置の変更又は停止
 - (1) 申請制

本方法第24条の規定により、輸入救済措置の実施後、原因が消滅する、又は事情が変更する場合、申請者又は利害関係人は、具体的理由を列挙のうえ、証拠を添えて、經濟部に当初の救済措置の停止又は変更を申請することができる。この申請は、遅くとも当初の措置期間満了の90日前までに提出しなければならない。
 - (2) 検討制

本方法第26条の規定により、委員会は、救済措置適用による実施の効果と影響について年度検討報告を作成しなければならない。当該措置実施の原因が消滅した、又は状況が変更した場合、經濟部に

¹ 第(1)款・第(2)款の措置は、同時に適用することができない。第(1)款の措置について、經濟部は、財政部に通知し関税法の関係規定により取扱わなければならない。第(2)款の措置について、經濟部は、関連事情を輸出国と協議し定めることができる。第(3)款の農産物に関する救済措置は、行政院農業委員会が取扱い、その他の救済措置は、經濟部が関係機関と共同で取扱う。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

当初の措置の停止又は変更を要請しなければならない。

4. 輸入救済措置の延長

(1) 延長の申請

本方法第 25 条の規定により、輸入救済措置実施期間満了前に、申請者が実施期間延長の必要を認める場合、実施期間延長を必要とする具体的な理由を挙げ、当該産業調整の効果と計画を説明するほか証拠を付し、遅くとも当初の措置期間満了の 120 日前までに經濟部に救済措置の延長を申請することができる。

(2) 延長の処理

經濟部は、延長申請書を受領した翌日から 90 日以内に、救済措置延長の作成可否を決定し、実施延長の措置と期間を公告しなければならない。

(3) 延長期間の制限

救済措置の延長期間は、当初の措置の期間を超えてはならず、その延長期間は 4 年を超えてはならないほか、延長は 1 度限りとする。



本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。